

- 第1条 本工事は、週休2日（土曜日・日曜日）の普及・実現に向け、建設現場における完全週休2日を実施する工事である。
- 第2条 受注者は、当該工事が「完全週休2日工事」である旨を工事看板に明記すること。
- 第3条 受注者は、契約後、現場稼働中の工期（工事着手前の準備等の期間、一時中止期間、工場製作期間、工事完成後引き渡しまでの期間を除く。以下「現場稼働中の工期」という。）において、毎週土曜日・日曜日を現場閉所する完全週休2日を反映した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受けること。
- 第4条 異常気象（災害等）や住民対応等でやむを得ず土曜日・日曜日に作業が必要となった場合には、監督職員に事前（緊急対応が必要な場合は事後）に協議し了解を得ること。
- 第5条 現場稼働中の工期における完全週休2日（毎週土曜日・日曜日閉所）もしくは週休2日を達成した場合、工事成績評定（評定を行わない工事を除く）において加点する。また、完全週休2日もしくは週休2日が達成できなかった場合には、設計担当部署で定めた積算基準等に基づき、減額変更する。
- 第6条 土曜日・日曜日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人、監理技術者等が現場閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。ただし、兼務が認められていない現場代理人および専任の監理技術者等については、他の現場に従事することは認められない。
- 第7条 受注者が、月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「坂井市工事請負契約等に係る指名停止等の措置要綱」に基づく措置等を行う。
- 第8条 「完全週休2日工事」の実施にあたっては、「坂井市建設工事における完全週休2日等実施要領」に基づくものとする。この要領は、坂井市のホームページから入手できる。